（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷　未払金、⑸　設備関係未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

［資産除去債務に係る注記］

１．資産除去債務の内容についての簡潔な説明

当センターは、平成13年４月１日及び平成15年10月１日に国から現物出資を受けた庁舎等について、当該施設の廃棄に当たり石綿障害予防規則によりアスベストを、土壌汚染対策法により土壌汚染を、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律により放射性同位元素を除去する義務について資産除去債務を計上しております。

２．支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は耐用年数、割引率は国債金利を採用しております。

３．資産除去債務の総額の期中における増減内容

当事業年度末における資産除去債務残高は、期首残高29,791,544円と時の経過による資産除去債務の調整額586,584円の合計30,378,128円であります。

４．資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額

見積りは変更しておりません。

５．資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由

当センターは、本部事務所オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、本部を移転する計画がないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

［不要財産に係る国庫納付に係る注記］

１．現預金（小型船舶譲渡収入金）

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資　産　の　種　類	取得時帳簿価額	国庫納付時帳簿価額
現預金（小型船舶譲渡収入金）	818,290	818,290

⑵　不要財産となった理由

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成22年11月26日付け政委第30号）の第３保有資産の見直しに基づき、小型の漁業用船舶について費用対効果を検証の結果、これまで不要と判断した４隻を譲渡したところ、その譲渡収入額の合計が50万円以上となり、国立研究開発法人水産総合研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第１条に該当することになりました。この譲渡収入額は、今後使用する見込みがないことから、独立行政法人通則法第８条第３項に規定する不要財産と認められるためです。

⑶　国庫納付等の方法

通則法第46条の２第１項ただし書きによる現物納付

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

該当する事項はありません。

⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

該当する事項はありません。

⑹　国庫納付等の額

818,290円

⑺　国庫納付等が行われた年月日

平成27年11月16日

⑻　減資額

10,000,000円

２．船舶

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資　産　の　種　類	取得時帳簿価額	譲渡時帳簿価額
船舶（日本海区水産研究所　小型船舶　第二のとじま丸）	14,280,000	761,600

⑵　不要財産となった理由

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成22年11月26日付け政委第30号）の第３保有資産の見直しに基づき、小型の漁業調査用船舶の費用対効果を検証し、不要と判断したためです。

⑶　国庫納付等の方法

通則法第46条の２第２項ただし書きに基づく国庫納付

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

5,495,040円

⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

該当する事項はありません。

⑹　国庫納付等の額

5,495,040円

⑺　国庫納付等が行われた年月日

平成27年11月16日

⑻　減資額

０円

［独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報］

１．当法人は、公的研究費等の不適切使用に該当する事案について、平成26年８月21日に外部有識者を中心とする調査委員会を立ち上げ、事実関係等について調査を開始し、平成26年12月19日に、それまでの調査内容について中間報告を行うとともに、引き続き全容解明に向け調査を継続し、平成27年12月22日に最終報告を公表しました。その後、資金交付元（農林水産省等）の指示に従い受託費8,237,184円を返還し、臨時損失「公的研究費等の不適正な経理処理に係る返還額」として計上しております。

２．建設工事会社との東北区水産研究所宮古庁舎研究管理棟新築その他工事請負契約については、平成27年７月10日から中央建設工事紛争審査会の審理が開始され、平成27年12月１日の審理における仲裁委員からの和解案に基づいて、平成27年12月17日に和解が成立しました。これに従い当法人は、同審査会よりの決定書に基づき、仲裁和解金として16,000,000円を相手方である建設工事会社に当期に支払いし、臨時損失「仲裁和解金」として計上しております。